

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
 独立行政法人農林水産消費安全技術センター
 （農林水産消費技術センター）
 （肥飼料検査所）
 （農薬検査所）

1. 随意契約の見直し計画

（1）平成 18 年度において締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(0.8%) 1	(1.7%) 6,993,000
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(1.8%) 2	(2.1%) 8,299,462		
随意契約		(98.2%) 112	(97.9%) 392,231,915	(4.4%) 5	(2.2%) 8,757,584
合 計		(100%) 114	(100%) 400,531,377	(100%) 114	(100%) 400,531,377

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)
事務・事業を取り止めたもの		/		(%)	(%)

(18年度限りのものを含む。)					
一般競争入札等	競争入札			() %	() %
	企画競争	() %	() %	(75.0%) 3	(94.5%) 27,989,000
随意契約		(100%) 4	(100%) 29,620,250	(25.0%) 1	(5.5%) 1,631,250
合 計		(100%) 4	(100%) 29,620,250	(100%) 4	(100%) 29,620,250

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(0.9%) 1	(1.9%) 6,993,000
一般競争入札等	競争入札				
	企画競争	(1.8%) 2	(2.2%) 8,299,462		
随意契約		(98.2%) 108	(97.8%) 362,611,665	(3.7%) 4	(2.0%) 7,126,334
合 計		(100%) 110	(100%) 370,911,127	(100%) 110	(100%) 370,911,127

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、以下のとおり改正を行う。

- ・ 随意契約によることができる限度額を国と同額に改正
(平成19年2月施行)
- ・ 随意契約によることができる場合として定めているバスケットクローズ条項の廃止
(平成20年1月施行予定)

(3) 随意契約の公表の基準について改正し、公表する。

- ・ 公表対象とする金額を国と同額に改正 (平成19年2月施行)
- ・ 公表する項目を「公共調達の適正化について」(財計第2017号)に即したものに改正
(平成19年9月施行)

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成19年12月までに、以下の措置を講じ、平成20年1月以降、順次実施し、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行。

(1) 総合評価方式の導入拡大

- ① 情報システム、公共工事の設計業務等に加え、研究開発、調査研究、広報業務等について、総合評価落札方式による一般競争入札を導入するべく、総合評価方式のガイドラインを策定する。
(平成20年1月を目途に作成予定)
- ② 総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成
一般競争への移行を支援するための業務マニュアルを作成し、仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に示す。
(平成20年1月を目途に作成予定)

(2) 公募・企画競争の導入拡大

- ① 総合評価落札方式による一般競争入札への移行が困難な場合であっても、公募・企画競争を実施し透明性・競争性の確保を図る。
- ② 透明性・競争性の高い公募・企画競争を実施するため、企画競争マニュアルを作成し、仕様書の作成、予定価格の設定等の各種手続きをより一層明確化する。(平成20年1月を目途に作成予定)

(3) 複数年度契約の拡大

システム開発・改良、分析機器の賃貸借契約等については、複

数年度契約を導入済みであり、さらなる活用の拡大を図る。

(4) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、公告の方法等について検討を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載

3. その他

随意契約見直し計画に掲げる個別の契約について、見直しが確実に
行われているかを確認するため、契約審査委員会において審査を
行うこととする。(平成20年1月以降)